



平成27年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長 梅 野 重 俊
(コード番号 7 6 0 4 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼経理部長
上 村 正 幸
(T E L 0 9 4 2—3 8—3 4 4 0)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月13日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款の一部変更」を平成27年12月25日に開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化ならびにコーポレート・ガバナンスの向上を図り透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現する為に、監査等委員会設置会社に移行することとしたものであります。

(2) 移行の時期

平成27年12月25日開催予定の第36期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設等するものであります。
- ③ 改正会社法により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる規定を新設等するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年12月25日
定款変更の効力発生日	平成27年12月25日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> < 削 除 > 3. 会計監査人
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 < 新 設 >	第18条 当社の <u>監査等委員である取締役以外</u> の取締役は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 < 記 載 省 略 > 3 < 記 載 省 略 >	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u> において選任する。 2 < 現 行 ど お り > 3 < 現 行 ど お り >
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> < 新 設 > < 新 設 >	第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 < 削 除 > 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第21条 < 記 載 省 略 > 2 < 記 載 省 略 > < 新 設 >	第21条 < 現 行 ど お り > 2 < 現 行 ど お り > 3. <u>第1項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 <記載省略></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <現行どおり></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役員の員数)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役を選任)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) <u>第34条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約) <u>第35条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p> <p>(事業年度) <u>第36条</u> <記載省略></p> <p>(剰余金の配当) <u>第37条</u> <記載省略> 2 <記載省略></p> <p>(中間配当) <u>第38条</u> <記載省略></p> <p>(配当金の除斥期間等) <u>第39条</u> <記載省略> 2 <記載省略></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 計算</p> <p>(事業年度) <u>第31条</u> <現行どおり></p> <p>(剰余金の配当) <u>第32条</u> <現行どおり> 2 <現行どおり></p> <p>(中間配当) <u>第33条</u> <現行どおり></p> <p>(配当金の除斥期間等) <u>第34条</u> <現行どおり> 2 <現行どおり></p>